平成２５年（フ）第３２９号
新潟市西区五十嵐１の町6776番地32　ミッレ・エスターテ101号
債務者　若杉　　太
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８０号
岐阜県羽島市福寿町浅平４丁目27番地　レオパレスフィールナチュラル103号室
債務者　髙木　　満（旧姓坂元）
1　決定年月日時　平成25年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１４８２号
名古屋市守山区西島町17番16号　サンシティ和川Ａ―101号
債務者　マクラスキー弥生（旧姓久松・山口）
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５００号
名古屋市港区入場２丁目105番地　当知東住宅２号棟10―７号、従前の住所名古屋市中川区吉津１丁目1406番地　ノイ・グランツ103号
債務者　星谷枝里子（旧姓小池）
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５６５号
名古屋市天白区平針２丁目1502番地　アスパイア平針304号
債務者　山本　　稔
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５２８号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１ポートアイランド団地66棟302号
債務者　島谷　泰史
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５２９号
神戸市中央区港島中町６丁目14番地　ポートピアプラザＢ棟1806号
債務者　島谷　暎子
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５９２号
神戸市長田区雲雀ケ丘１丁目７番２―504号、従前の住所神戸市兵庫区浜山通２丁目１番７号
債務者　松永　雅毅
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５９８号
神戸市中央区日暮通１丁目２番１号　Ｍ．Ｆハイツ春日野402
債務者　川畑　雅子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４６６号
兵庫県西宮市上甲子園４丁目９番66―106号
債務者　丸本　洋子
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６２０号
広島市中区十日市町２丁目２番29―205号
債務者　木澤　並茂
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７３４号
広島市西区田方２丁目27番２号
債務者　足利　英見
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７４０号
広島市東区中山上２丁目30番16―102号
債務者　澤田　早希
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７８０号
広島市佐伯区利松１丁目10番42―103号
債務者　扇谷　伸也
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３５号
愛媛県松山市萱町４丁目４番地４　村上古町ビル202号
債務者　尾関　征二
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１３号
福岡県久留米市長門石５丁目６番３―202号
債務者　中村　麻美
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第３９号
滋賀県長浜市桜町113番地９
債務者　北川みさゑ
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月９日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係